

付 議 第 3 号

指導をする教職員の取扱いに関する 規則の一部を改正する規則議案

指導をする教職員の取扱いに関する規則(平成20年高知県教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を

教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

改善研修の打切りの決定を受けた指導を要する教職員等の転任等に係る取扱いについて、制度整備を行うものである。

2 一部改正の概要

① 転任等を検討する教職員の転任等させる元の職

県費負担教職員について、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限定していた規定を外し、当該規則の全対象教職員について、この制度による転任等ができることとした。(第7条第1項第1号)

② 転任等を希望した教職員の能力実証の方法

「転任等させる元の職」及び「転任等させる先の職」として想定される職について、それぞれ別表のとおり整理した。

また、能力実証の方法について、実証研修と教育長選考の2通りを規定した。

実証研修 (別図 フロー図)	転任等させる先の職として、事務職員等(教育長の選考によるもの以外の職)の職を希望した場合	第8条 第10条
教育長による選考	転任等させる先の職として、教諭等並びに実習助手及び寄宿舎指導員の職を希望した場合	第11条

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「次条第2項において同じ」を「以下同じ」に改め、同項第3号中「に限る」を「に限る。以下同じ」に改める。

第3条第2項中「に所属する教職員について、当該市町村立学校等」を削り、「当該教職員が」を「当該市町村立学校等に所属する教職員が」に、「認めるときは」を「認めるときは、当該教職員について」に改める。

第4条第1項中「第8条」を「第12条」に改める。

第6条第1項中「第8条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に、「という」を「という。」（第10条第3項第1号に規定する場合を含む）に改め、同条第5項中「行ったとき」を「行ったとき（第10条第3項第1号に規定する場合を含む。）」に改める。

第7条の見出しを「（改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定後の措置）」に改め、同条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 県費負担教職員（地教行法第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）にあっては、次のいずれかの措置

ア 地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る当該市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に転任させること。

イ 地教行法第40条の規定に基づき、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る他の市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に採用すること。

ウ 地教行法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員にあっては、同項の規定に基づき、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員（教特法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の職を除く。）に採用すること。

(2) 県立学校に所属する教職員にあっては、地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る県の

常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に転任させること。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置（免職に限る。）をとろうとするときは、当該教職員から県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）への採用又は転任の希望を聴取し、当該常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した教職員については、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するものとする。

第7条第3項中「決定したとき」を「決定したとき（第9条及び第11条第4項に規定する場合を含む。）」に改める。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（実証研修）

第8条 県教育委員会は、前条第2項の規定による検討のため必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職を除く。次条及び第10条において同じ。）への採用又は転任を希望した教職員に対し、当該常時勤務を要する職に係る適性、知識等に関する資料（以下「資料」という。）を得るために研修（以下「実証研修」という。）を行うことができる。

- 2 県教育委員会は、実証研修を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該教職員に通知しなければならない。

（実証研修の結果に基づく判定）

第9条 県教育委員会は、前条第1項の規定に基づく実証研修を終了した教職員については、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定した上で、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

（特例措置）

第10条 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適當と認めるときは、実証研修を行うことができる。この場合においては、当該実証研修の実施に必要な期間中は、当該指導を要する教職員に対する改善研修は行わないものとする。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定に基づき実証研修を行う場合について準用する。

- 3 県教育委員会は、第1項の規定に基づく実証研修が終了したときは、当該実証研修を終了した指導を要する教職員について、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識

等の有無を判定するとともに、改善研修の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。

(1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定

(2) 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定

4 第1項の規定に基づく実証研修を終了した指導を要する教職員については、第7条第2項の規定は適用しない。

5 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、第3項第2号に掲げる決定を行ったときについて準用する。

(教員等への採用又は転任の選考)

第11条 県教育委員会は、第7条第2項の規定による採用又は転任の希望の聴取において、当該聴取を受けた教職員が県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職に限る。次項において同じ。）への採用又は転任を希望した場合であって、適當と認めるとときは、当該常時勤務を要する職への採用又は転任に関し、教育長による選考（教特法第11条の規定による選考をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適當と認めるとときは、教育長による選考を行うことができる。

3 第8条第2項の規定は、前2項の規定に基づき選考を行う場合について準用する。

4 県教育委員会は、第1項の規定に基づく選考を行った教職員にあっては当該選考の結果に基づき、第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員にあっては当該選考の結果を考慮して、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

5 第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員については、第7条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

本則

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 略

(2) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)(次条第2項において「市町村立学校等」という。)又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下「県立学校」という。)に所属する者であること。

(3) 校長又は指導主事(地教行法第19条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。以下同じ。)でないこと。

(4)～(6) 略

2 略

(指導を要する教職員の認定の申請等)

第3条 略

2 市町村の教育委員会は、その設置する市町村立学校等の校長からの報告に基づき、当該市町村立学校等に所属する教職員が前条第2項各号に掲げる課題のいずれかを有している可能性があると認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、当該教職員について、指導を要する教職員の認定を省教育委員会に申請することができる。

旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

本則

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 略

(2) 市町村(市町村の組合を含む。次条第2項において同じ。)が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)(次条第2項において「市町村立学校等」という。)又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下「県立学校」という。)に所属する者であること。

(3) 校長又は指導主事(地教行法第19条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。)でないこと。

(4)～(6) 略

2 略

(指導を要する教職員の認定の申請等)

第3条 略

2 市町村の教育委員会は、その設置する市町村立学校等に所属する教職員について、当該市町村立学校等の校長からの報告に基づき、当該教職員が前条第2項各号に掲げる課題のいずれかを有している可能性があると認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、指導を要する教職員の認定を省教育委員会に申請することができる。

3 略

(指導を要する教職員の認定等)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教職員について、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条の2第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

2~4 略

(改善の程度の認定等)

第6条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定(教特法第25条の2第4項の認定を含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 第3条第3項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、前項の認定(以下「改善の程度の認定」という。)(第10条第3項第1号に規定する場合を含む。)について、準用する。

3・4 略

5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったとき(第10条第3項第1号に規定する場合を含む。)は、書面により申請者及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。

(改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定後の措置)

第7条 県教育委員会は、前条第4項第3号に掲げる決定が行われた教職員について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

(1) 県費負担教職員(地教行法第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。)にあっては、次のいずれかの措置

ア 地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る当該市町村の常時勤務を要する職(指導主事及び校長の職を除

3 略

(指導を要する教職員の認定等)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教職員について、第8条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条の2第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

2~4 略

(改善の程度の認定等)

第6条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第8条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定(教特法第25条の2第4項の認定を含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 第3条第3項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の認定(以下「改善の程度の認定」という。)について、準用する。

3・4 略

5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったときは、書面により申請者及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。

(県費負担教職員の免職及び県の職への採用等)

第7条 県教育委員会は、前条第4項第3号に掲げる決定が行われた教職員について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

(1) 県費負担教職員(地教行法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員をいう。)にあっては、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。次号において同じ。)に採用すること。

く。)に転任させること。

- イ 地教行法第40条の規定に基づき、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る他の市町村の常時勤務を要する職(指導主事及び校長の職を除く。)に採用すること。
- ウ 地教行法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員にあっては、同項の規定に基づき、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員(教特法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)の職を除く。)に採用すること。
- (2) 県立学校に所属する教職員にあっては、地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職(指導主事及び校長の職を除く。)に転任させること。
- (3) 略
- 2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置(免職に限る。)をとろうとするときは、当該教職員から県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職(指導主事及び校長の職を除く。)への採用又は転任の希望を聴取し、当該常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した教職員については、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するものとする。
- 3 県教育委員会は、第1項各号に掲げる措置をとることを決定したときは、(第9条及び第11条第4項に規定する場合を含む。)は、当該措置に係る教職員について、当該措置が行われるまでの間、当該措置の準備のために必要があると認める研修を行うものとする。

(実証研修)

- 第8条 県教育委員会は、前条第2項の規定による検討のため必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職を除く。次条並びに第10条において同じ。)への採用又は転任を希望した教職員に対し、当該常時勤務を要する職に係る適性、知識等に関する資料(以下「資料」という。)を得るための研修(以下「実証研修」という。)を行うことができる。

(2) 県立学校に所属する教職員にあっては、当該職以外の県の常時勤務を要する職への転職(昇任及び降任以外の方法により職名を異なる職に任命することをいう。)をさせること。

(3) 略

2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置(免職に限る。)に当たっては、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するよう努めるものとする。

3 県教育委員会は、第1項各号に掲げる措置をとることを決定したときは、当該措置に係る教職員について、当該措置が行われるまでの間、当該措置の準備のために必要があると認める研修を行うものとする。

2 県教育委員会は、実証研修を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該教職員に通知しなければならない。

(実証研修の結果に基づく判定)

第9条 県教育委員会は、前条第1項の規定に基づく実証研修を終了した教職員については、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定した上で、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

(特例措置)

第10条 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適当と認めるときは、実証研修を行うことができる。この場合においては、当該実証研修の実施に必要な期間中は、当該指導を要する教職員に対する改善研修は行わないものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定に基づき実証研修を行う場合について準用する。

3 県教育委員会は、第1項の規定に基づく実証研修が終了したときは、当該実証研修を終了した指導を要する教職員について、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定するとともに、改善研修の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。

(1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定

(2) 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定

4 第1項の規定に基づく実証研修を終了した指導を要する教職員については、第7条第2項の規定は適用しない。

5 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、第3項第2号に掲げる決定を行ったときについて準用する。

(教員等への採用又は転任の選考)

第11条 県教育委員会は、第7条第2項の規定による採用又は転任の希望の聽取において、当該聽取を受けた教職員が県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職に限る。次条において同じ。）への採用又は転任を希望した場合であつて、適當と認めるときは、当該常時勤務を要する職への採用又は転任に關し、教育長による選考（教特法第11条に規定する選考をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適當と認めるときは、教育長による選考を行うことができる。

3 第8条第2項の規定は、前2項の規定に基づき選考を行う場合について準用する。

4 県教育委員会は、第1項の規定に基づく選考を行った教職員にあっては当該選考の結果に基づき、第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員にあっては当該選考の結果を考慮して、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

5 第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員については、第7条第2項の規定は適用しない。

(高知県教職員資質・指導力審査会)

第12条 略

(プライバシーの保護)

第13条 略

(委任)

第14条 略

(高知県教職員資質・指導力審査会)

第8条 略

(プライバシーの保護)

第9条 略

(委任)

第10条 略